

# 消火器の規格が変わりました。



近年の度重なる老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、適正な管理を目的として平成23年1月1日から、消火器に安全上の注意事項等についての表示が義務付けられています。

- ◆「業務用」（店舗や工場、危険物施設等に設置する消火器）の消火器に義務付けられた表示項目
  - ☆「住宅用消火器」ではない旨 ⇒ 「業務用消火器」と明示
  - ☆加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
  - ☆標準的な使用条件の下での設計上設定される期間又は期限
  - ☆使用時の安全な取扱いに関する事項
  - ☆維持管理上の適切な設置場所に関する事項
  - ☆点検に関する事項
  - ☆廃棄時の連絡先・安全な取扱いに関する事項
  - ☆消火器が適応する火災の絵表示 ⇒

新規格の絵表示

火災の区分	A火災 普通火災用	B火災 油火災用	電気火災 電気火災用
絵表示			

この絵が表示されている消火器は『新規格の消火器』となります

## ◆消火器の型式失効

☆消火器は総務省令で定める規格に適合し、型式承認されたものでなければ、販売することや設置することができません。今回、この規格が（表示内容）が変更されたことで、**平成24年1月1日以降**は新規格に適合した消火器のみ販売、設置することとなりました。



### -既に設置している消火器の特例-

平成23年12月31日までに設置されている旧規格の消火器も、機能に異状がないものは、**平成33年12月31日まで**の間、引き続き設置しておくことができます。

（注）消火器の設置義務がない戸建て住宅等に設置されている消火器については型式失効による取替えの義務は生じません。

## ◆旧規格の消火器の設置期限

